製品起因による事故ではないと判断した案件

	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品起因による事故ではないと判断した理由
1	A200801175	平成21年1月14日	平成21年1月29日	充電器（携帯電話用）	火災	布団の上に置いていた充電中の携帯電話が焼損した。	大阪府		携帯電話及び当該製品の内部に出火した痕跡は認められないことから、外部から焼損したものと判断した。
2	A200801176	平成21年1月17日	平成21年1月29日	石油ストーブ（開放式）	火災 死亡1名	家屋が全焼する火災が発生し、1名が死亡した。	富山県		当該製品の消火を確認せず給油し、戻そうとした際に、給油タンクのネジ式キャップが変形していたため、灯油がこぼれてかかり、火災に至ったものと判断した。 なお、取扱説明書には、給油時消火の警告表示が記載されている。
3	A200801178	平成21年1月19日	平成21年1月29日	石油ストーブ（開放式）	火災 死亡1名	家屋が全焼する火災が発生し、1名が死亡した。	岩手県		当該製品の消火を確認せず給油し、戻そうとした際に、給油タンクのネジ式キャップが完全に締まっていなかったため、灯油がこぼれてかかり、火災に至ったものと判断した。 なお、取扱説明書には、給油時消火の警告表示が記載されている。
4	A200801179	平成21年1月21日	平成21年1月29日	石油ストーブ（開放式）	火災 軽傷1名	家屋がほぼ全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	新潟県		当該製品の消火を確認せず給油し、戻そうとした際に、給油タンクのネジ式キャップが完全に締まっていなかったため、灯油がこぼれてかかり、火災に至ったものと判断した。 なお、取扱説明書には、給油時消火の警告表示が記載されている。
5	A200801180	平成21年1月21日	平成21年1月29日	エアコン（室外機）	火災	当該製品が焼損する火災が発生した。	茨城県		事故発生時に当該製品は使用されておらず、当該製品内部に発火の痕跡が認められないことから、外部から焼損したものと判断した。
6	A200801213	平成21年1月28日	平成21年2月6日	エアコン（室外機）	火災	当該製品及び壁の一部が焼損する火災が発生した。	奈良県		事故発生時に当該製品の電源プラグがコンセントに接続されていなかったことから、外部から焼損したものと判断した。
7	A200801237	平成20年12月23日	平成21年2月13日	ガス温風暖房機（都市ガス用）	火災 軽傷2名	当該製品を使用中に吹き出し口の前に置かれていたスプレー缶が破裂し、2名が軽傷を負った。	滋賀県		スプレー缶を当該製品の温風のあたるところに放置したため、熱で缶の圧力が上がり爆発したものと判断した。 なお、取扱説明書には、吹き出し口にはスプレー缶を置かないように注意表示が記載されている。

	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品起因による事故ではないと判断した理由
8	A200801238	平成21年2月7日	平成21年2月13日	エアコン（室外機）	火災	当該製品が焼損する火災が発生した。	栃木県		事故発生時に当該製品専用のブレーカーは切られており、当該製品内部に発火の痕跡が認められないことから、外部から焼損したものと判断した。
9	A200801248	平成21年2月10日	平成21年2月18日	ガスこんろ（都市ガス用）	火災 軽傷1名	当該製品を使用中に火災が発生し、製品及び周辺を焼損し、1名が軽傷を負った。	大阪府		当該製品の調理油過熱防止装置がついていない側のこんろで天ぷらを調理中、消し忘れたために発火したものと判断した。
10	A200801252	平成21年2月2日	平成21年2月18日	石油ストーブ（開放式）	火災	当該製品周辺を焼損する火災が発生した。	新潟県		当該製品の消火を確認せず給油し、戻そうとした際に、給油タンクのふたが完全に閉まっていなかったため、灯油がこぼれてかかり、火災に至ったものと判断した。 なお、取扱説明書には、給油時消火の警告表示が記載されている。
11	A200801256	平成21年2月9日	平成21年2月19日	エアコン	火災 死亡1名	当該製品の電源コード周辺から発火した火災が発生し、1名が死亡した。	東京都		当該製品の電源コードが途中で切断され、別のコードとねじり接続されていたために、接続不良で発火したもので、施工上の問題と判断した。
12	A200801283	平成21年1月末	平成21年2月25日	石油温風暖房機（開放式）	火災 軽傷1名	火災が発生し、1名が軽傷を負った。	大阪府		当該製品の消火を確認せず給油タンクを外し、当該給油タンクにポリタンクからポンプを使用して給油中に、ポンプのホース先端が当該給油タンクから外れた際、灯油が当該製品にかかり、火災に至ったものと判断した。 なお、取扱説明書には、給油時消火の警告表示が記載されている。
13	A200801302	平成21年1月25日	平成21年3月2日	石油ストーブ（開放式）	火災	当該製品を給油後、消火せずに外出し、帰宅したら室内の一部が焼損していた。	鹿児島県		当該製品を故障状態で使用し続け、また、消火せずに外出したために、何らかの異常燃焼が生じて火災に至ったものと判断した。
14	A200801335	平成21年2月26日	平成21年3月9日	電気ストーブ（カーボンヒーター）	火災	当該製品を使用中に、ドアから発煙した。	福岡県		当該製品が木製ドアに向けられて置かれ、その距離が近すぎたために、ドアから発煙したものと判断した。 なお、取扱説明書には、離隔距離に関する注意表示が記載されている。
15	A200801348	平成21年2月20日	平成21年3月12日	IH調理器	火災	当該製品で天ぷらを調理中に火災が発生した。	北海道		少ない油量で、付属の専用鍋を使用せずに加熱したため、油が過熱・発火したものと判断した。 なお、取扱説明書には、油量、専用鍋の使用に関する注意表示が記載されている。

	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考	製品起因による事故ではないと判断した理由
16	A200801356	平成21年2月22日	平成21年3月16日	除雪機（歩行型）	死亡1名	当該製品で除雪作業中に転倒し、雪かき部分に巻き込まれて死亡した。	北海道		安全装置であるデッドマンクラッチレバーを意図的にゴムバンドで固定して使用していたため、転倒して手を離した際に当該製品が停止しなかったために事故に至ったものと判断した。
17	A200801369	平成21年3月9日	平成21年3月18日	凍結防止用ヒーター	火災	屋根から発煙する火災が発生し、当該製品のケース部分が焼損した。	岩手県		当該製品のサーモスタットが収納されている樹脂ケースが、降雨時に水没する位置に設置してあったことからケース内部に水分が浸入し、端子間でショートしたものであり、設置・施工上の問題と判断した。
18	A200801376	平成21年3月11日	平成21年3月23日	石油ストーブ（開放式）	火災	火災が発生し、当該製品の上に干してあった洗濯物や天井、壁などが焼損した。	新潟県		当該製品の消火を確認せず給油し、戻そうとした際に、給油タンクのふたが完全に閉まっていなかったため、灯油がこぼれてかかり、火災に至ったものと判断した。 なお、取扱説明書には、給油時消火の警告表示が記載されている。
19	A200801395	平成21年2月20日	平成21年3月25日	除雪機（歩行型）	重傷1名	当該製品で除雪作業中に投雪シュータ部に雪が詰まったため、取り除いていたところ回転部に右腕を巻き込まれて重傷負った。	山形県		当該製品のシュータ部に詰まった雪を取り除く際に、エンジンを停止させずに、手で雪を取り除こうとしたため、回転部に腕を巻き込まれたものと判断した。 なお、本体及び取扱説明書には、シュータ部の雪を取り除く際にはエンジンを停止し、雪かき棒で行う旨の警告表示が記載されている。
20	A200801413	平成21年3月24日	平成21年3月31日	エアコン（室外機）	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。	大阪府		当該製品の室内機と室外機を接続する電源コードが途中接続されていたために接続不良で発火したもので、施工上の問題と判断した。

確認の結果、重大製品事故ではなかった案件

	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生 都道府県	備考	重大製品事故ではないと判明した理由
1	A200701104	平成20年2月13日	平成20年3月11日	水槽用サーモスタット	火災	観賞用水槽の水抜き後、しばらくして火災が発生した。水槽には3本のヒーターが使用されていた。	神奈川県	A200800333と同一事故	調査の結果、当該事故現場にあった製品は、当該事業者の製造した製品ではなかったことが判明した。
2	A200800922	平成20年11月26日	平成20年12月3日	ドア	軽傷1名	当該製品の開閉用のハンドルを引いたところ、ハンドルが抜けたため、バランスを崩し転倒し骨折した。	兵庫県		結果的に治療期間が30日未満であったことが確認されたため、重傷には該当せず、重大製品事故でないことが確認された。 （非重大事故として、NITEで調査）
3	A200801333	平成21年2月24日	平成21年3月9日	電子レンジ	発煙	当該製品で食品を温めようと、運転させたところ、当該製品より発煙した。	高知県		消防で「火災」として取り扱っていないことが確認されたため、重大製品事故には該当しないと判断した。 （非重大事故として、NITEで調査）